地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「これらに準ずる者」という。）の認定に関する取扱いについて定めるものとする。

（認定基準）

第２条　「これらに準ずる者」とは、次に掲げる者のうち、市長の認定を受けたものとする。

(1)「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号）に規定する障害者就労施設等（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所を除く。）

(2) 国において、前項の障害者就労施設等に準じて取り扱うこととされている者

（認定申請等）

第３条　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号認定を受けようとする者は、「認定申請書（別記第１号様式）」を健康福祉部障害福祉課に提出するものとする。

２　前項により提出のあった申請書の内容について、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の２の３の定めるところにより認定するものとする。

（認定結果・公表）

第４条　前条第２項の基準に基づいて認定を受けた者について名簿を作成し、公表するものとする。

（認定基準非該当の届出）

第５条　認定を受けた者が、第２条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかにその旨を健康福祉部障害福祉課に文書により届け出なければならない。

２　前項の届出があった場合は、認定を取り消すものとする。

（実地調査等）

第６条　認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容について実地に調査し、又は説明を求めることができる。

２　前項の実地調査等の結果、申請書又は添付書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、認定を取り消すことができる。

附　則

この要領は、令和元年１１月１５日から施行する

別記第１号様式

認　定　申　請　書

年　　月　　日

宇部市長 様

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　印

「地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する取扱要領」第３条第１項に基づき、次のとおり申請します。

担当者	部署 職・氏名	
	連絡先	電話 Fax Mail
会社概要	営業種目	
	入札参加 資格番号	
登録物品 又は役務	物品・役務の 内容	

＜添付書類＞
１　定款（個人事業主は除く）
２　会社概要（パンフレット）
３　取扱要領第２条に該当することを証する書類
・特例子会社の場合は厚生労働大臣の認定証の写し
・重度障害者多数雇用事業所の場合は「障害者雇用状況計算書」